小児がん等の治療による予防接種打ち直し費用助成手続きの流れ

申請者

① 助成対象者確認申請（再接種前）

「特別の理由による予防接種費助成対象認定申請書」を記入し、必要書類と共に健康づくり課へ提出。

必要書類

（1）特別な理由による予防接種費助成に関する理由書等

（2）定期予防接種の履歴が確認できるもの

（母子健康手帳または接種歴が確認できるもの）

申請

健康づくり課

②申請受付・助成金交付認定

申請を受付後、「特別の理由による予防接種費助成対象認定通知書」を発行

通知

申請者

③再接種の実施・接種費用の支払い

「特別の理由による予防接種費助成対象認定通知書」を受け取った後、医療機関で予防接種を受ける※。

※接種費用については、いったん医療機関に支払う。

※接種日の時点で次を満たすこと

①20 歳のお誕生日の前日まで

②熱海市に住民登録がある

申請者

④助成金支給申請

再接種実施後、速やかに「特別の理由による任意予防接種費助成金交付申請書兼請求書」を記入し、必要書類とともに健康づくり課へ提出。

必要書類

（1）領収書の原本

（2）予防接種予診票または該当予防接種履歴が確認できるもの（母子健康手帳など）の写し

（3）振込先の金融機関名・支店名・口座番号・名義人氏名が分かる通帳のページの写し

申請

⑤支給申請書の受付

健康づくり課

⑥助成金の支給

健康づくり課